

重要なお知らせ

令和3年1月14日

お客さま 各位

大垣西濃信用金庫
理事長 栗田 順公

緊急事態宣言発令による窓口営業時間の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜県並びに愛知県が、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に指定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の第3波による感染拡大が継続している状況を踏まえ、金融サービスの提供を維持しつつ、感染機会を減らし、お客さまの安全を確保することを目的に、以下のとおり、**全営業店の窓口営業時間を変更**させていただきます。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 実施時期

令和3年1月14日(木) ～ 緊急事態宣言解除日

※ すでに昼時間休業を行っている店舗は、緊急事態宣言解除後も継続いたします。

◆ 窓口営業時間

変更前 平日 9:00～15:00

変更後 平日 午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00

昼休み 11:30～12:30

(昼休みは窓口を閉鎖させていただきます。)

※ オアシス林町出張所においては、土曜日・日曜日・祝日も同様の対応をいたします。

◆ ATM営業時間

変更なくご利用いただけます。

ご不明な点は、下記までお申し付けください。

フリーダイヤル:0120-167-506

(平日 9:00～17:00)